

公安委員会 決裁資料	鹿児島県道路交通法施行細則の 一部改正について	令和7年6月5日 交通規制課
<p><b>1 駐車除外標章の交付及び駐車許可手続きについて</b></p> <p><b>(1) 規制改革概要</b></p> <p>いわゆる「物流2024問題」を背景に、業務の性質上、短時間の駐車が不可避である業務用車両に係る駐車需要に対応する必要性が大きく高まる中、社会的に重要なインフラを担う事業者の駐車需要に対応するための駐車規制の在り方に関する内容が「規制改革実施計画」で閣議決定された。</p> <p>これを受け、関係手続等の合理化及び簡素化を全国的に推進するとの方針が警察庁から示されたことから、今回の改正に至ったもの</p> <p><b>(2) 主な改正内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 各申請書の全国統一化</li><li>イ 駐車除外標章の交付対象の拡充</li><li>ウ 駐車許可の許可要件の緩和</li><li>エ 有効期限が経過した駐車許可証等の措置を簡略化</li><li>オ 複数警察署の管轄区域内にまたがる駐車許可の申請の簡素合理化</li><li>カ 過去に駐車許可を受けた申請と同内容の申請の場合の添付書類の省略</li></ul> <p><b>2 高さ指定道路の対象路線の追加について</b></p> <p><b>(1) 制度概要</b></p> <p>車両の高さは、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 交通管理上の立場～道交法第57条第1項、道路交通法施行令第22条第3号ハ</li><li>○ 道路管理上の立場～道路法第47条第1項、車両制限令第3条第1項第3号により、通常は3.8メートルに制限されている。</li></ul> <p>ただし、交通の状況により支障がないと認めて指定した道路（以下「指定道路」）については、4.1メートルまで通行可能と規定（許可も不要）</p>		

## (2) 経緯

運送業界団体等からの要望を「背高車両委員会」が取りまとめ、年1回、警察庁及び国土交通省に対して要望がなされているところ、今回、日本貨物鉄道株式会社から対象路線に関する要望がなされたもの

## (3) 対象路線

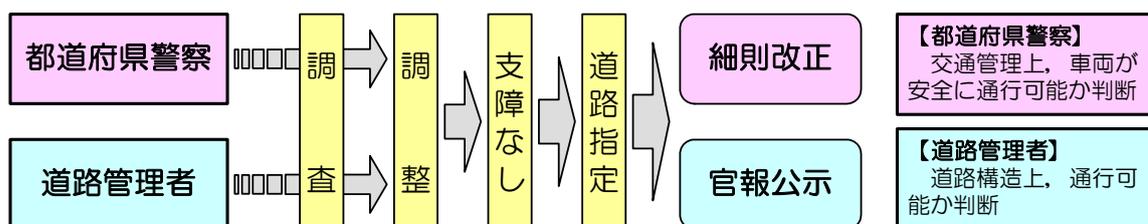
ア 一般県道鹿児島港線（県道214号線）

旧中央市場前交差点～泉町交差点（約750m）

イ 一般県道鹿児島港城南線（県道216号線）

旧中央市場前交差点～城南町交差点（約600m）

## (4) 鹿児島県道路交通法施行細則改正の流れ



## 3 施行期日

令和7年7月1日